

第58回女性に対する暴力に関する専門調査会

警察における性犯罪被害者支援について

《警察庁 犯罪被害者支援室》

警察庁
〈説明者〉
犯罪被害者支援室長
滝澤依子

警察における犯罪被害者支援の概要

警察における被害者支援の経緯



犯罪被害給付制度の概要

趣旨

故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援しようとするもの。

法 根拠

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)
(改正:平成13年4月及び平成20年4月)

日本国内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失を除く)により

被害者が重傷病になった場合

被害者に障害が残った場合

被害者が死亡した場合

重傷病給付金

医療費の自己負担相当額

+

休業損害を考慮した額

(休業加算基礎額 × 休業日)

を1年を限度として支給

上限額: 120万円

障害給付金

障害給付基礎額 (被害者の収入日額を基礎として算出)

×
倍数

障害等級1級(常時介護) 2880倍

14級

50倍

(最高額～最低額)

3,974.4～18万円

遺族給付金

遺族給付基礎額 (被害者の収入日額を基礎として算出)

×
倍数

生計維持関係遺族

0人 1000倍

4人 2450倍

(最高額～最低額) 2,964.5～320万円

※ 死亡前に療養を要した場合、医療費の自己負担相当額及び休業損害を考慮した額を加算

上限額: 120万円

被害者本人

重傷病: 加療1か月以上、かつ、3日以上
の入院(3日以上労務に服することができない程度
の精神疾患)

被害者本人

遺族(順位は番号順)

①配偶者、(生計維持関係のある)②子、③父母、④孫、
⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、(生計維持関係のない)②子、
③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

申 請

- 住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請。
- 日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者が申請可能。

支 給
制 限

- 被害者と加害者の間に親族関係があるとき
- 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき
- 被害者又はその遺族等と加害者との関係その他の事情から判断して、給付金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき

調 整

労働者災害補償保険法その他の法令により給付が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合、その額の限度において給付金を調整。

除 斥
期 間

申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはすることができない。やむを得ない理由があれば、その理由のやんだ日から6月以内は申請できる。

仮給付

犯人が不明であるなど速やかに裁定することができない事情があるときは、仮給付金を支給。

被害者の手引の作成・配布

配布対象者

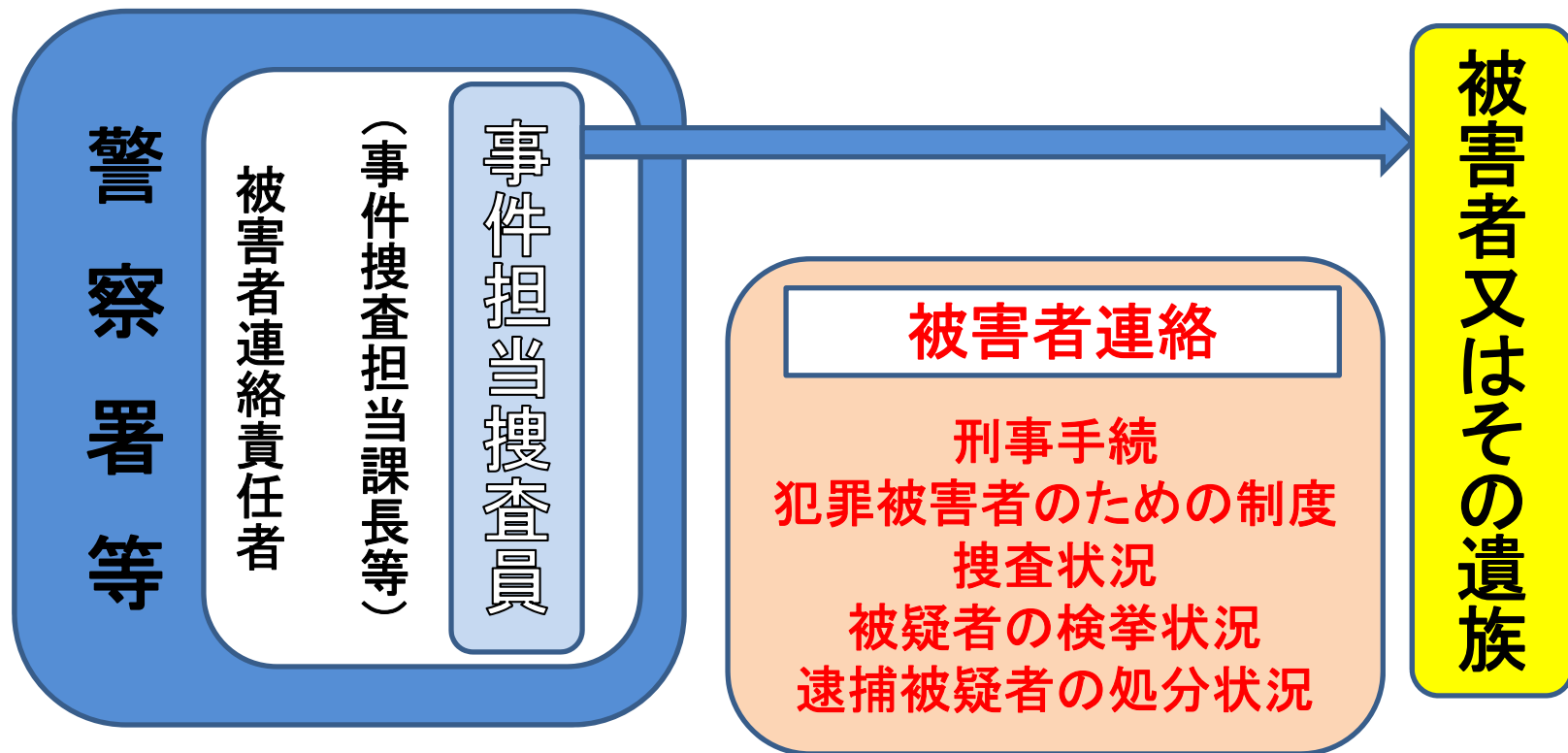
殺人や傷害、性犯罪等の
身体犯の被害者
ひき逃げ事件や交通死亡
事故等の重大な交通事故
事件の被害者

内 容

- ・ 刑事手続の概要と捜査への協力をお願い
- ・ 被害者等に対する支援要員制度
- ・ 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等
- ・ 裁判で利用できる制度
- ・ 安全の確保に関する制度
- ・ 経済的支援や各種支援・福祉制度
- ・ 精神的被害者の支援



被害者連絡制度の概要



被害者の安全の確保

- 被害者との緊密な連携
- 必要な助言
- 自宅等における身辺警戒、パトロール
- 緊急通報装置の貸し出し

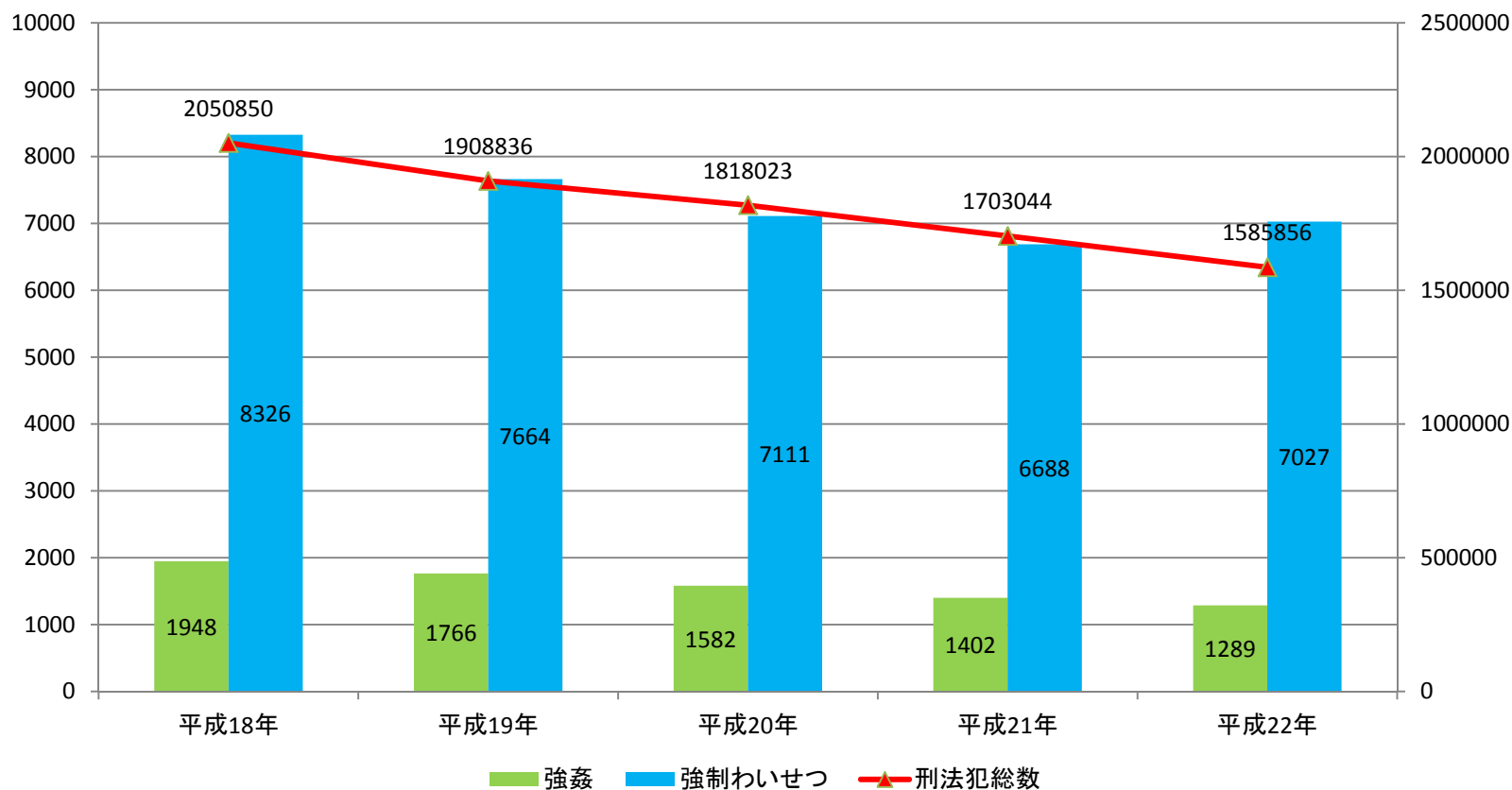
再被害防止要綱

- 「再被害防止対象者」の指定
- 警戒措置
- 情報収集
- 自主警戒指導等
- 法務関係機関との連携強化

警察における性犯罪被害者支援

統計から見た性犯罪被害

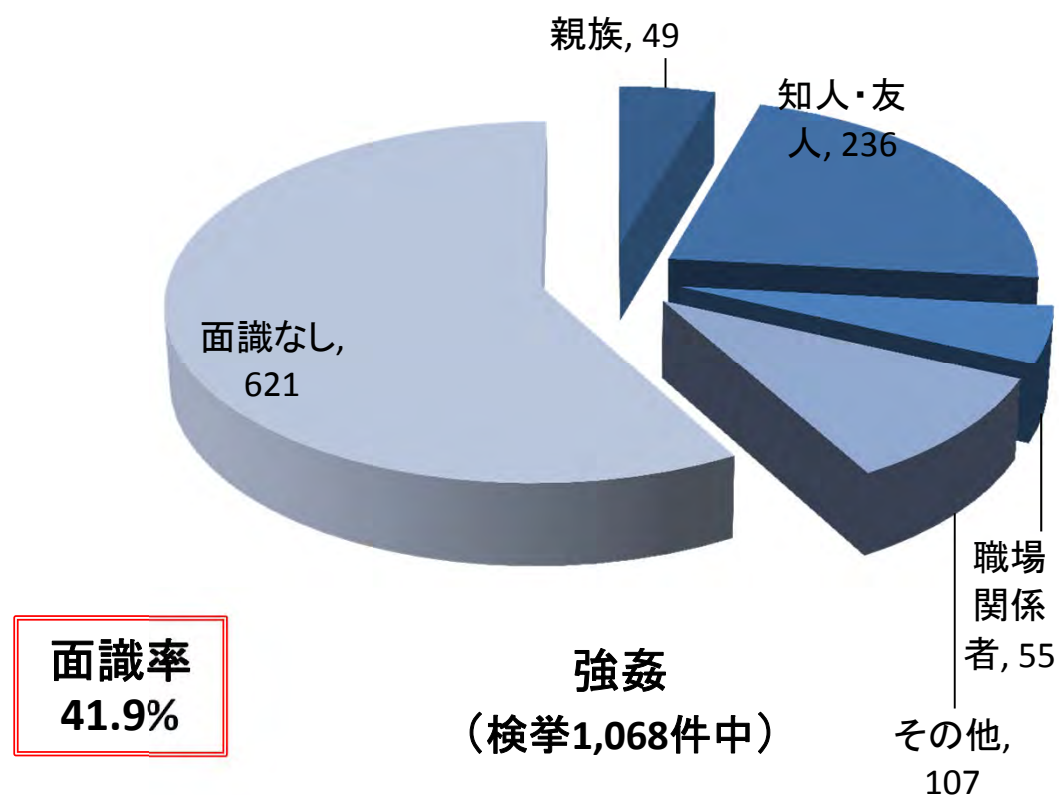
【統計】刑法犯総数及び強姦・強制わいせつ認知件数



「平成22年の犯罪情勢」より作成

面識ある者が4割（強姦）

【統計】被害者との関係別検挙件数（件）平成21年



性犯罪被害者に係る調査結果 (平成22年4月警察庁実施)

- 被害者支援連絡協議会加盟の11府県の各産婦人科医会を通じ、1,433医療機関に対して調査を実施(707病院から回答)。
- 平成21年中に性犯罪被害を受けた(と思われる)被害者診察数436件中、警察における認知294件(67%)。

性犯罪被害者の大きな負担（現状）

- 繰り返しの説明及び移動
 - 警察署 【被害届受理・事情聴取等】
 - 病院 【診療・証拠採取等】
 - カウンセリング等支援窓口
【付き添い・カウンセリング・法律相談等各種支援】
- 警察署や産婦人科への出入り
- 性犯罪被害者の心情を理解しない言動

性犯罪被害者への対応①

○ 相談・カウンセリング体制の整備

－ 性犯罪相談の専用電話
「性犯罪110番」

－ 相談室、被害者専用車両の整備

－ 部内・部外カウンセラーの活用



性犯罪被害者への対応②

○ 捜査体制の充実

- － 性犯罪捜査指導官等の設置
- － 女性警察官の性犯罪捜査員への指定
- － 性犯罪捜査を担当する女性警察官の育成
- － 男性警察官に対する教育・研修の充実
- － 性犯罪捜査証拠採取セットの整備
 - 証拠採取に必要な用具
 - 被害者の衣類を証拠として預かる際の着替え等



性犯罪被害者への対応③

○ 経済的な支援

～医療費の公的負担制度～

- － 初診料
- － 初回処置料（投薬、膣洗浄等）
- － 診断書料
- － 緊急避妊措置費用
- － 性感染症検査費用
- － 人工妊娠中絶費用 等



※都道府県によっては一部の費用について未対応

性犯罪被害者への対応④

○ 被害少年への対応

－ 少年補導職員を中心に継続的にカウンセリング支援

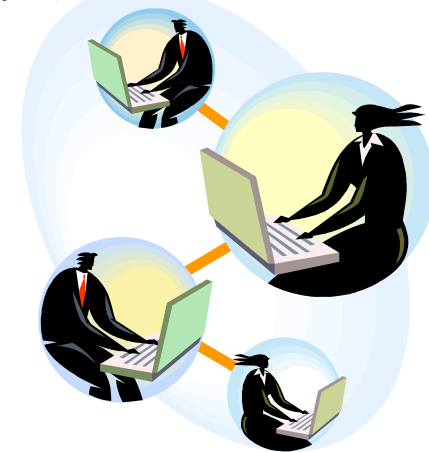


－ 大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱、支援を担当する職員へ専門的助言

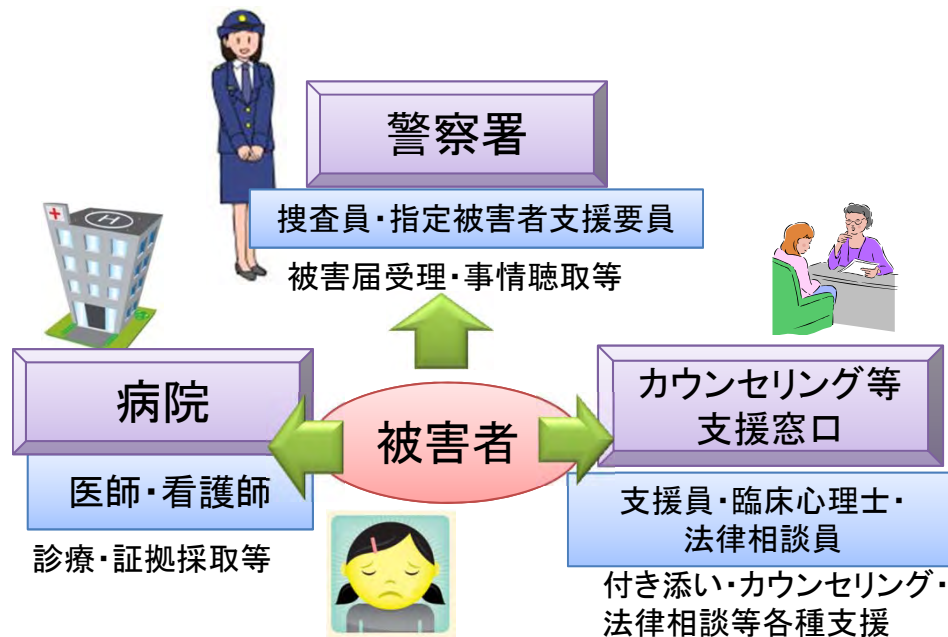
性犯罪被害者への対応⑤

～民間の被害者支援団体との連携～
全国各地の民間団体による支援活動

- － 電話又は面接による相談
- － 裁判所へ赴く際の付添い等の直接支援
- － 相談員の養成及び研修
- － 自助グループへの支援
- － 広報啓発 等



性犯罪被害者対応拠点の概要

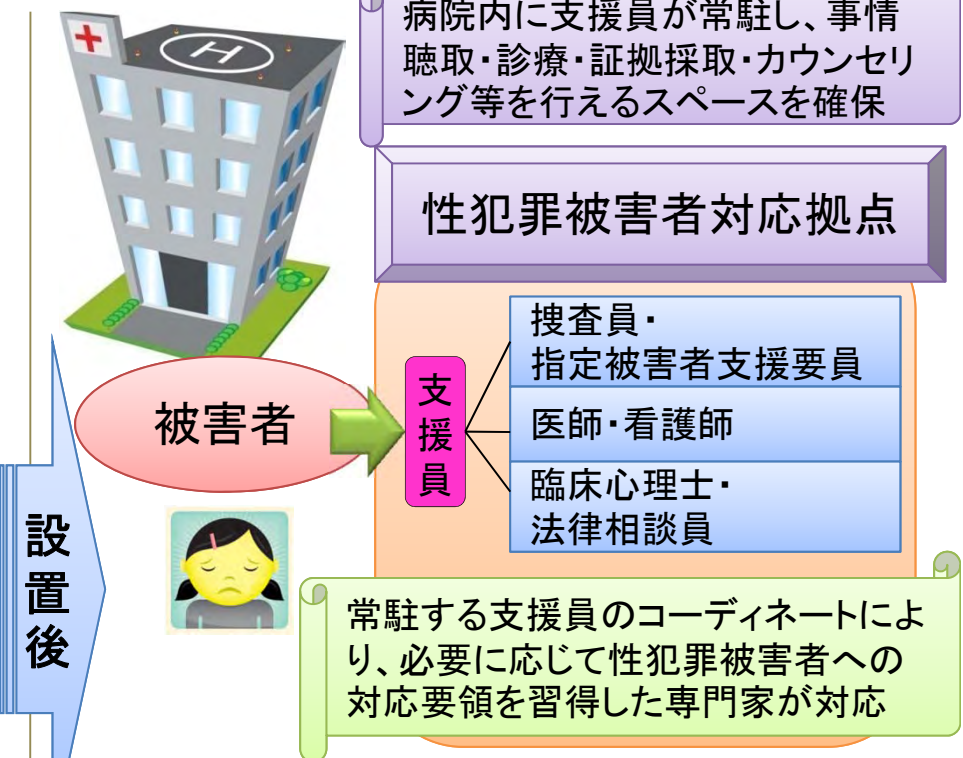


性犯罪被害者の大きな負担(二次的被害)

- ☆繰り返しの説明及び移動
- ☆警察署や産婦人科への出入り
- ☆性犯罪被害者の心情を理解しない言動

捜査上の支障

- ☆性犯罪被害の潜在化
- ☆被害者の非協力的対応
- ☆移動による事情聴取の遅延



設置後

性犯罪被害者の負担の大幅な軽減

- ☆繰り返しの説明及び移動が不要
- ☆性犯罪被害者の心情を理解した専門家による対応

捜査の的確な推進

- ☆性犯罪被害の潜在化の防止
- ☆被害者の協力の確保
- ☆迅速な事情聴取

性犯罪被害者の負担の大幅な軽減 (拠点の整備後)

➡ 繰り返しの説明及び移動が不要

- 病院内に支援員が常駐し、事情聴取・診療・証拠採取・カウンセリング等を行えるスペースを確保
- 常駐する支援員のコーディネートにより、必要に応じて性犯罪被害者への対応要領を習得した専門家が対応

➡ 性犯罪被害者の心情を理解する専門家による対応

- 捜査員・指定被害者支援要員
- 医師・看護師
- 支援員・臨床心理士・法律相談員

被害者情報シートの策定（産婦人科医会との連携）

警察、病院による重複聴取



被害者に更なる負担



警察側と病院側において共通して必要となる情報を記載するためのシートを作成



被害者の負担軽減

警察における性犯罪等の未然防止施策

子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための
先制・予防的活動の推進

各警察本部に「子ども女性安全対策班」を設置(平成21年4月～)

対策班の活動概要

前兆事案（声かけ、つきまとい等）
の発生

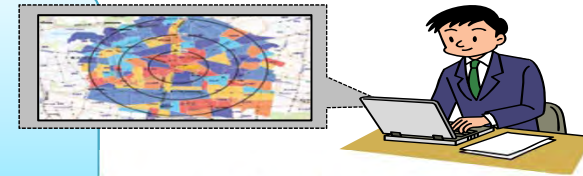
初動措置

行為者の特定、犯行
予測等に資する情報
の収集



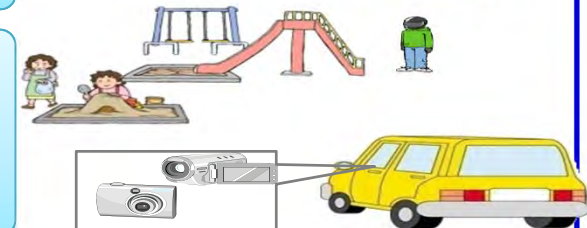
情報の
集約・分析

行為者像の絞り込み



よう撃警戒

行為者の特定
不審者の発見



行動確認と
警告・検挙

重大事案の未然防止



再犯防止措置制度の見直しについて(概要)

現行

○出所予定約1か月前

入所施設から警察庁に情報提供(「出所予定年月日」「出所事由」「本(国)籍」「帰住予定先」「収容中の特異動向その他参考事項」等)

○出所後

出所後の所在確認(帰住予定先を管轄する警察署は、出所予定日から1週間以内に表札等の外形的な状況から対象者の居住の有無を確認、その後も年に2回以上確認)等

○所在不明時

居住地を管轄する警察において所在確認に努めるとともに、全都道府県警察に対し、当該所在不明対象者を取り扱った場合には報告をするよう手配

満期出所者、49歳以下の者等、再犯リスクの特に高い者への適切な対応が必要

実効ある
再犯防止措置

見直し後

○情報提供等の充実(法務省)

- ・ 警察に対し、対象者の性犯罪者処遇プログラム受講状況等の情報を提供
- ・ 入所中の対象者に対し、再犯防止措置制度について告知
- ・ 帰住予定先が不明な者に対する釈放前の段階での可能な限りの聞き取り

○再犯リスクの特に高い出所者への適切な対応(警察庁)

- ・ 所在確認は、原則として、対象者を訪問する方法により実施
- ・ 対象者の同意が得られれば面談を実施
- ・ 対象者の要望に応じ、関係機関・団体が行う出所者の社会復帰に資する各種支援を紹介
- ・ 性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯状況等について、法務省からの求めに応じて情報提供

強姦神話

~~強姦被害にあうのは、~~

~~被害者にも原因がある~~

→どんなに気をつけていても、

被害にあうときはあってしまう

○女性が挑発するから被害に遭う

→挑発とは関係なく被害は起きる

○暗いところを一人で歩くから被害を受ける

→昼間も被害に遭う

○本当にいやなら抵抗できるはず

→普通は恐怖や混乱で抵抗できない

ご静聴ありがとうございました。